

2023/6/23



政治倫理条例の課題について

政治倫理条例について、現状の課題がありましたら、下記にその内容を記入して、7月31日までに、議会局に提出願います。

会派名( つくば自民党 )

◎現状の課題 (以下、ご記入ください。)

現状の課題
<p>地方議会において議員の成り手不足を危惧し「議員の立場」の見直しが必要であることから、昨年12月に地方自治法が改正された。つくば市の現状は日本全体が人口減の中においても、毎年人口が増えている街ではある。しかし、つくば市議会としても「議員の立場」を見直す契機とし、議論することは必然であるとする。</p>



2023/6/23

## 政治倫理条例の課題について

政治倫理条例について、現状の課題がありましたら、下記にその内容を記入して、7月31日までに、議会局に提出願います。

会派名( 自民党政清クラブ )

### ◎現状の課題 (以下、ご記入ください。)

#### 現状の課題

##### 市民の調査権について

第10条(調査を請求する日の直近の市の選挙人名簿に登録されている市民に限る。)では10人以上の署名をもって議長に調査を請求することができるがあるが、人数を50人以上の署名をもって、議長に調査を請求することができる。署名人数を10人以上から50人以上の署名をもってに変更して頂きたい。

##### 市工事等に関する遵守事項について

この条例の制定当時は指名競争入札方式が主に入札業務が行われていましたが、現在は一般競争入札方式が導入され一般競争入札の透明化が図られています。一般競争入札方式において、議員の立場・地位を利用しての影響力はありません、関与する事ありません。入札金額については、事前公表のため、一般競争入札方式については、この条例から除外するとするか、または一般競争入札方式はこの限りでないという記載をお願いします。



2023/6/23

## 政治倫理条例の課題について

政治倫理条例について、現状の課題がありましたら、下記にその内容を記入して、7月31日までに、議会局に提出願います。

会派名( つくば・市民ネットワーク )

◎現状の課題 (以下、ご記入ください。)

### 現状の課題

現時点での課題は認識していないので、見直しは必要ないと考えている。



2023/6/23

## 政治倫理条例の課題について

政治倫理条例について、現状の課題がありましたら、下記にその内容を記入して、7月31日までに、議会局に提出願います。

会派名( 公明党つくば )

◎現状の課題 (以下、ご記入ください。)

現状の課題

現状の内容について、特に課題はありません。



2023/6/23

## 政治倫理条例の課題について

政治倫理条例について、現状の課題がありましたら、下記にその内容を記入して、7月31日までに、議会局に提出願います。

会派名( 創生クラブ )

◎現状の課題 (以下、ご記入ください。)

### 現状の課題

・人権 (パワハラ・セクハラ) に対する条項の追加



2023/6/23

## 政治倫理条例の課題について

政治倫理条例について、現状の課題がありましたら、下記にその内容を記入して、7月31日までに、議会局に提出願います。

会派名(新社会党つくば)

◎現状の課題 (以下、ご記入ください。)

### 現状の課題

条例の見直しも含めてバランスのとれたものにしてほしい。



2023/6/23

## 政治倫理条例の課題について

政治倫理条例について、現状の課題がありましたら、下記にその内容を記入して、7月31日までに、議会局に提出願います。

会派名 ( 清 郷 会 )

◎現状の課題 (以下、ご記入ください。)

### 現状の課題

\* 近年の社会的責任・義務・個人情報の観念から、全体的項目を含め見直しをする必要があると考えます。



2023/6/23

## 政治倫理条例の課題について

政治倫理条例について、現状の課題がありましたら、下記にその内容を記入して、7月31日までに、議会局に提出願います。

会派名( 新緑会 )

◎現状の課題 (以下、ご記入ください。)

### 現状の課題

・15条が1親等のままで良いのか？



2023/6/23

## 政治倫理条例の課題について

政治倫理条例について、現状の課題がありましたら、下記にその内容を記入して、7月31日までに、議会局に提出願います。

会派名(つくばチェンジチャレンジ)

◎現状の課題 (以下、ご記入ください。)

### 現状の課題

つくば市議会議員政治倫理条例第15条第1項の規定に関して、努力義務とはなっているものの、実質的に遵守せざるを得ない状況であり、議員の職業選択の自由(憲法第22条第1項)を過度に制限するものであると感じます。地方自治法第92条の2の規定に上乗せする必要性と許容性について、今一度ご検討いただきたいです。